

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年の診療報酬改定に伴い、当訪問看護ステーションは地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

(新) 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

これに関する施設基準は以下の通りです。

●施設基準

- 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
 - 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した診療情報を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること。
 - マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる訪問看護ステーションであること。
- 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること

●個人情報の取扱いについて

厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

●資格情報について

資格情報の提供は、ご利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

2024 年 9 月
訪問看護ステーション F